

第 2 章 環境行政の概要

第 1 節 環境に関する条例等

1 鹿児島市環境基本条例

本市の環境をより良くし、将来の世代にその環境を引き継いでいくことができるように、本市の環境施策を総合的かつ計画的に推進するための拠りどころとなる条例として、平成 16 年 3 月 23 日に公布し、同年 4 月 1 日に施行しました。

この条例は、市、事業者及び市民が共通に認識すべき考え方を基本理念として定め、各主体の責務を明らかにするとともに、本市の環境施策の基本となる事項を定めています。

また、環境保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画を策定することを定めています。

2 鹿児島市環境基本計画

市・市民・事業者・市民活動団体が相互に連携し、それぞれの役割のもとで、「低炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」の構築を柱とした環境にやさしい持続可能なまちづくりを推進するとともに、環境と経済を一体的に捉えた環境政策を推進するため、「第二次鹿児島市環境基本計画」を平成 24 年 3 月に策定しました。

平成 29 年 4 月には、鹿児島市地球温暖化対策アクションプランや第五次鹿児島市総合計画後期基本計画等の数値目標変更に伴い、本計画に係る数値目標についても変更しました。

(1) 計画の位置づけ

「鹿児島市環境基本条例」に基づき策定するもので、環境の保全及び創造に関する目標、施策の方向その他必要な事項について定めたものです。

(2) 計画の期間

計画の期間は、平成 24 年度（2012 年度）から令和 3 年度（2021 年度）までの 10 年間です。

(3) 鹿児島市地球温暖化対策アクションプラン

中長期的な視点に立ち、温室効果ガスの削減を目指す具体的行動プランとして、「鹿児島市地球温暖化対策アクションプラン」を平成 24 年 3 月に策定しました。

平成 29 年 4 月には、区域施策編では、国が新たに設定した中期目標に合わせて目標の変更を行うとともに、市の事務・事業における削減目標を新たに設定し、行動事項の見直しを行いました。

3 鹿児島市環境保全条例

鹿児島市環境基本条例の基本理念にのっとり、事業活動及び日常生活に伴って生ずる環境への負荷の低減を図るために必要な事項を定めることにより、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、平成16年3月23日に公布し、同年4月1日に施行しました。この条例の特徴は次のとおりです。

(1) 事業者の環境への負荷低減のための自主的取り組みの促進

事業者が環境への負荷を低減するための自主的取り組みを促進するため、環境管理を適正に行っている事業所を環境管理事業所として認定し、環境に配慮した活動を行っている事業所として公表する制度を設けました。

(2) 地球環境問題や化学物質問題に対応

地球温暖化防止やオゾン層保護、化学物質対策を推進するための事業者・市民の役割を規定するとともに、事業者が自主的に取り組むための制度を設けました。

ア 二酸化炭素の排出抑制

地球温暖化を防止するため、一定規模以上の事業所に対しては、二酸化炭素排出量の把握や報告を義務づけています。

イ 環境対応車の使用促進

環境対応車を普及させるため、市自ら率先して購入するとともに、市民・事業者の購入・使用を促進するための施策を推進します。

ウ 自然エネルギー利用の促進

自然エネルギー利用を促進するため、市自ら率先して導入に努めるとともに、市民・事業者への導入を促進するための施策を計画的に推進します。

エ オゾン層を破壊する物質の排出抑制

オゾン層の保護を図るため、オゾン層を破壊する物質の排出抑制に関する市・市民・事業者の努力義務を規定しています。

オ 化学物質対策の促進

化学物質による環境汚染を防止するため、化学物質を取り扱う事業者に化学物質の使用・処分・廃棄に係る自主的な適正管理の促進を図ります。

4 かがしま環境都市宣言

本市では、恵み豊かな環境を保全、創造し、次の世代に引き継いでいくため、市民みんなで力を合わせて、環境にやさしい持続可能なまち“かがしま”を築いていく「かがしま環境都市宣言」を、平成20年10月10日に行いました。

「私たちのまち“かごしま”は、桜島、錦江湾、甲突川など、豊かな自然と調和した、世界に誇れる美しいまちです。

私たちは、この恵まれた自然の中で、先人が育んできた歴史や文化を大事に受け継ぎながら、暮らしています。

その一方で、今日の便利で快適な生活は、私たちの愛してやまない“かごしま”に、そして、かけがえのない地球に、深刻な影響を与えています。

いまこそ私たちは、地球と共に生きていることを深く認識し、この大切な地球の環境を、郷土“かごしま”の環境を、私たち自身で守り、より良いものにしていかなければなりません。

そして、次の世代に引き継いでいかなければなりません。

ここに、すべての市民は、共に力を合わせて、環境にやさしい持続可能なまち“かごしま”を築いていくことを宣言します。 」

5 「ゼロカーボンシティかごしま」に挑戦！

ー2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロにー

本市では、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする都市の実現に向け、令和元年12月25日に「ゼロカーボンシティかごしま」への挑戦を宣言しました。

「近年、世界では、猛暑や豪雨など温暖化が原因とみられる異常気象による災害が増加しており、もはや気候危機という状況にあります。

本市もその被害の例外ではなく、平成5年の8・6水害以来となる本年6月末からの記録的な大雨に見舞われたほか、日本各地でこれまで経験したことのない豪雨や台風等により甚大な被害が発生しています。

こうした被害から人々の生命と財産、社会インフラ、そして、自然や生態系を守るには、根本的な解決策として、地球の平均気温上昇を1.5℃に抑える必要があります。そのためには、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることが求められています。

先般のCOP25でも次代を担う若者世代から早急な対応を求める声が一段と高まっています。将来世代に健康な地球を残すためにも、鹿児島市は、国際社会の一員として、脱炭素社会の実現を目指し、2050年までに本市の二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティかごしま」の実現に、市民や事業者等と一体になって取り組むことを決意します。 」

6 鹿児島市生物多様性地域戦略

生物多様性の保全及び持続可能な利用を総合的・計画的の進め、「自然共生社会」を構築するため、「鹿児島市生物多様性地域戦略」を平成26年3月に策定しました。

(1) 戦略の位置づけ

生物多様性基本法第 13 条に基づく、鹿児島市の生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画です。また、鹿児島市環境基本計画の個別計画としても位置付けられます。

(2) 対象期間

21 世紀の折り返し地点である 2050 年を見据えつつ、第二次環境基本計画と統合的に進めることが効果的であることから、対象期間は 2021 年度（令和 3 年度）までです。

(3) 2050 年の望ましい将来像

多様な生き物が棲む多様な自然環境が広がり、市民は生物多様性が育む恵みに感謝し、自分たちの世代で使い果たしてしまうことなく、持続可能な方法で節度ある利用と保全・維持に努め、将来の世代へ大切に引き継いでいる自然共生社会

(4) 2021 年度の鹿児島市の姿

様々な人たちが生物多様性を保全することの意味や価値について理解し、協働して 2050 年の鹿児島市の将来像を実現していこうという気運が高まり、生物多様性の損失を止めるための様々な取組が始まり進んでいる。

7 錦江湾奥流域水循環計画

錦江湾奥を囲む鹿児島市、垂水市、霧島市、始良市の 4 市で構成する錦江湾奥会議は、今を生きる私たちが錦江湾奥の恵み豊かな資源を再認識し、持続可能な形で活かすとともに、次世代につないでいくため、令和元年 11 月に「錦江湾奥流域水循環計画」を策定しました。

計画では 5 つの基本方針を定め、4 市の市民、事業者、行政などがそれぞれの役割を果たし、協働して取り組みを行っていきます。

また、本計画は、水循環基本計画に基づく「流域水循環計画」として国に認定・公表されました。

基本方針	基本目標
【基本方針 1】 森林等による貯留・涵養機能の維持・発揮	①水源涵養地の保全 ②雨水浸透の促進 ③森林資源の有効利用
【基本方針 2】 閉鎖性海域を中心とした流域全体の水環境保全	①水質保全対策の推進 ②効率的な水利用の促進
【基本方針 3】 希少・外来生物対策による生物多様性の保全	①希少種などの生息環境の保全 ②外来生物対策の推進
【基本方針 4】 水辺の親水性向上による観光資源の充実	①水辺とのふれあいの創出 ②豊かな自然の活用
【基本方針 5】 次世代を担う人材の育成	①水循環を守る人材の育成 ②環境学習等の促進

第 2 節 組織・予算等

1 組織機構（「鹿児島市の環境」に関連する組織）

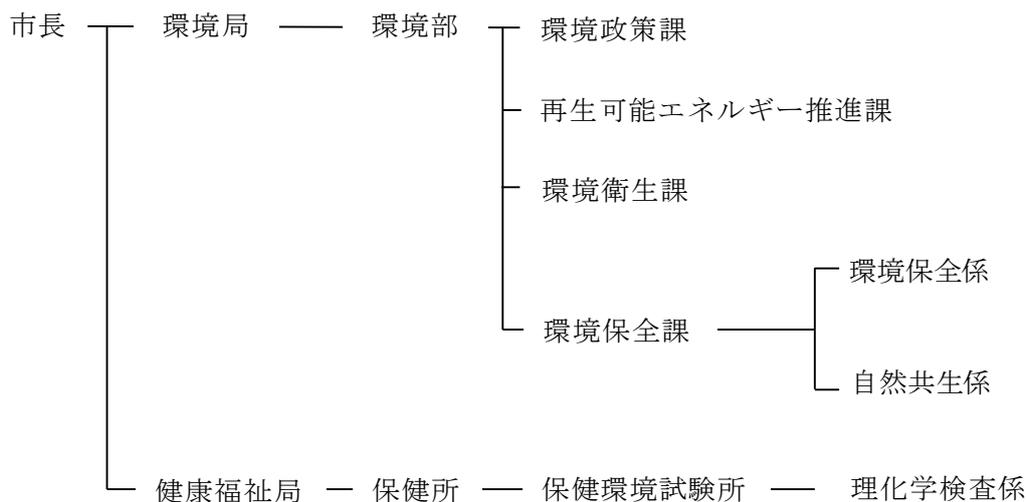
(1) 行政機構

昭和 43 年に公害行政を所管する市民安全課が設置され、その後業務の拡大に応じて組織も整備され、昭和 51 年 8 月に環境局公害衛生部公害対策課となり、平成 4 年 4 月に自然保護の業務も統合した環境保全部環境保全課となりました。平成 12 年 4 月に地球温暖化問題等の広範な環境問題を総括し、環境政策に係る企画や全庁的な環境関連施策の総合調整を行うために、環境総務課を新設し環境部に名称変更しました。

平成 18 年 4 月に市全体の環境施策を全庁的立場に立って総合的に調整し、循環と共生を基調にした環境文化都市の実現に向けた取り組みを積極的に展開するために環境政策課を新設しました。また、環境保全課試験検査係は健康福祉局保健所保健環境試験所環境検査係となりました。平成 22 年度には浄化設備係が新たに環境保全課へ組織替えとなり、平成 25 年度には、本市が主体となって再生可能エネルギーの導入をさらに積極的に進めるため、再生可能エネルギー推進課を新設しました。

平成 27 年度には、かごしま環境未来館への指定管理者制度導入に伴い、環境協働課を廃止し、市民との協働による環境施策に関する業務を環境政策課に統合するとともに、公害防止に係る業務と生物多様性に関する業務を整理するため、環境保全課の大气騒音係と水質係を廃止し、新たに環境保全係と自然共生係を新設しました。保健環境試験所環境検査係は理化学検査係に名称変更し、食品検査に関する業務を統合しました。

平成 29 年度には、環境保全課浄化設備係は環境保全係と統合しました。



(2) 事務分掌（抜粋）

環境保全課

環境保全係（事務 2 人 技師 7 人）

- ① 公害防止に係る総合的対策の企画，連絡調整及び啓発に関すること。
- ② 大気汚染，悪臭に係る公害の調査及び公害防止の指導並びに規制に関すること。
- ③ 騒音，振動等に係る公害の調査及び公害防止の指導並びに規制に関すること。
- ④ 水質汚濁，有害物質に係る公害の調査及び公害防止の指導並びに規制に関すること。
- ⑤ 土壌汚染に係る公害防止の指導及び規制に関すること。
- ⑥ 公害に関する苦情の処理及び防止思想の普及に関すること。
- ⑦ 浄化槽清掃業の許可及び浄化槽保守点検業者の登録並びに浄化槽関係団体等の指導に関すること。
- ⑧ 浄化槽に係る届出（他の所掌に属するものを除く。）及び検査並びに指導監督に関すること。
- ⑨ 公衆便所の設置及び管理（他の所掌に属するものを除く。）に関すること。

自然共生係（事務4人 技師1人）

- ① 生物多様性に係る企画，総合調整及び推進に関すること。
- ② 自然公園法に関すること。
- ③ 鳥獣の飼養登録等に関すること。
- ④ 予算経理に関すること。
- ⑤ 手数料の収納に関すること。
- ⑥ 公印の保管に関すること。
- ⑦ その他課に属する庶務に関すること。

(3) 環境審議会

本市の環境の保全及び創造に関する基本的事項等について調査審議等を行うため、環境審議会が設置されています。審議会の委員は、学識経験者、市長が行う公募に応じた者などで15人に委嘱しています。

【委嘱期間】 令和2年6月1日～令和4年5月31日

- ① 学識経験者（6人）
- ② 市長が行う公募に応じた者（2人）
- ③ その他市長が必要と認める者（7人）

2 環境保全課関係予算

令和2年度における環境保全課関係予算は、大気保全対策事業では大気汚染常時監視測定、有害大気汚染物質モニタリング等、水質汚濁防止対策事業では環境基準監視測定等、自然保護事業では自然遊歩道等の維持管理などについて、次のとおり計上しています。

事業の名称	予算額 (単位：千円)	主な事業内容
大気保全対策事業	27,840	<ul style="list-style-type: none"> ・有害大気汚染物質モニタリング ・工場立入検査指導、大気汚染常時監視測定等 ・微小粒子状物質（PM2.5）の成分分析 ・悪臭防止対策
大気汚染常時監視設備整備事業	10,545	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染常時監視設備の整備
騒音振動防止対策事業	5,264	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車騒音測定等 ・騒音振動防止対策
水質汚濁防止対策事業	4,493	<ul style="list-style-type: none"> ・水質保全対策 ・化学物質、環境基準監視測定等 ・ダイオキシン類調査
環境管理事業所認定事業	4,766	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーンオフィスかごしま（環境管理事業所）の認定、優良事業所の表彰
環境管理事業所サポート事業	5,041	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーンオフィスかごしま（環境管理事業所）に対する環境配慮設備の設置費用補助
環境監査事業	935	<ul style="list-style-type: none"> ・内部環境監査員の養成 ・内部環境監査の実施
学校版環境 ISO 認定事業	565	<ul style="list-style-type: none"> ・学校版環境 ISO 認定制度に基づく審査 ・情報提供等による取り組みの支援
自然保護事業	6,189	<ul style="list-style-type: none"> ・自然遊歩道等の維持管理 ・鳥獣の飼養登録、更新
生物多様性地域戦略推進事業	6,241	<ul style="list-style-type: none"> ・「生物多様性地域戦略」の推進 ・生物多様性保全スポットの選定
かごしま自然百選活用事業	1,436	<ul style="list-style-type: none"> ・案内板設置、ガイドブックの配布
生物多様性学習推進事業	702	<ul style="list-style-type: none"> ・「生きものラボ」の保守管理等
浄化槽関係管理・指導事業	698	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽設置届の受付、審査等（他の所掌に属するものを除く。） ・浄化槽工事完了検査申請の受付、審査等 ・浄化槽の維持管理指導等
浄化槽整備補助事業	148,543	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽整備補助
第二次鹿児島市生物多様性地域戦略策定事業	7,500	<ul style="list-style-type: none"> ・第二次鹿児島市生物多様性地域戦略の素案（原案）作成
八重山自然遊歩道指定事業	1,495	<ul style="list-style-type: none"> ・八重山自然遊歩道の新規指定
水辺環境魅力再発見事業	1,167	<ul style="list-style-type: none"> ・水辺環境ガイドブックの作成 ・水環境イベントの開催
計	233,420	

3 関係部課

環境保全に関する行政部門は多岐にわたりますが、そのなかでも特に関係の深い部課は、次のとおりです。

(令和2年4月1日現在)

仕 事 の 内 容	部 課 名
環境施策の企画・推進に関すること	環境部 環境政策課
市民等との協働による環境施策に関すること	〃 〃
再生可能エネルギーの推進に関すること	〃 再生可能エネルギー推進課
地域の環境衛生に関すること	〃 環境衛生課
廃棄物に関すること	資源循環部 廃棄物指導課
ごみの減量・再資源化に関すること	〃 資源政策課
ごみの収集・不法投棄防止に関すること	〃 清掃事務所
食品衛生・動物の愛護及び管理に関すること	保健所 生活衛生課
防災、桜島火山活動に関すること	危機管理部 危機管理課
交通安全に関すること	〃 安心安全課
中小企業の公害防止に係る助成に関すること	産業振興部 産業支援課
工場の立地・移転に関すること	〃 〃
農村環境整備に関すること	農林水産部 農地整備課
農薬の取り扱いに関すること	〃 生産流通課
畜産に関すること	〃 〃
有害鳥獣の被害対策・捕獲許可に関すること	〃 〃
バイオマスの利活用に関すること	〃 農政総務課
都市計画に関すること	都市計画部 都市計画課
開発行為・土捨場に関すること	〃 土地利用調整課
都市再開発に関すること	〃 市街地まちづくり推進課
緑の保全等に関すること	建設管理部 公園緑化課
河川・水路に関すること	〃 河川港湾課
建築確認・日照・電波障害等に関すること	建築部 建築指導課
市の基本計画に関すること	企画部 政策企画課
消費生活（洗剤など）に関すること	市民文化部 消費生活センター
危険物に関すること	消防局 予防課
上水道に関すること	水道局 水道部
公共下水道・雨水路に関すること	〃 下水道部
学校の環境教育に関すること	教育委員会 学校教育課
地域の環境教育に関すること	〃 生涯学習課

第3節 環境保全施策・制度

1 公害防止に係る要綱・事前協議

建物の建築や開発行為等による公害の発生を、未然に防止するため、その事業等を事前に指導・審査することが必要であることから、公害未然防止指導要綱を昭和52年6月1日から施行し、対応してきました。

この中で、建築確認申請前の公害防止事前協議書については、市長と建築主との間で公害関係法令及び条例に基づく特定施設の設置等の届出指導並びに建築工事上の指摘事項などについて、協議が成立した後に建築主事へ建築確認申請することになっています。

平成13年5月1日には、事務の簡素化を図るため建築確認申請前の公害防止事前協議の対象建築物を一部改正しました。また、建築確認申請前の公害防止事前協議について条例化し、平成16年4月1日からは「鹿児島市環境保全条例」に基づいて行っています。

令和元年度の鹿児島市環境保全条例及びその他関係法令等に基づく事前協議は、210件でした（資-環-3）。

2 公害防止資金

公害防止施設の整備には多額の資金を必要とし、中小企業者にとっては大きな負担となります。

国又は地方公共団体は、事業者が行う公害防止施設の整備について、必要な財政上の措置等を講じなければなりません。

(1) 鹿児島市中小企業融資制度

公害防止施設等を設置する中小企業者に対し、設備資金として利用できる環境配慮促進資金を設け、融資を受ける際の信用保証料の一部を補助しています。受付窓口は産業支援課です。

鹿児島市中小企業融資制度（抜粋）

（令和2年4月1日現在）

項目	内容
資金の種類	環境配慮促進資金
資金使途	運転資金、設備資金 ・ IS014001 の認証取得に必要な費用 ・ 次世代自動車（ハイブリッド、電気、天然ガス、プラグインハイブリッド、燃料電池、クリーンディーゼル自動車）の購入費用 ・ 新エネルギー設備や公害防止施設の設置費用 ・ アスベストの除去にかかる費用 ・ IS014001、エコアクション 21、KES、グリーンオフィスかごしま（環境管理事業所）の認証取得事業者の事業資金
融資限度額	3,000 万円
融資期間等	・ 融資期間 運転 7 年以内（1 年据置含） 設備 10 年以内（1 年据置含） ・ 融資利率 年 1.7～2.3％ ・ 保証料率 年 0.45～1.9％ ・ 保証料補助 5 分の 4 ・ 連帯保証人 信用保証協会の定めるところによる

(2) その他の融資制度

国及び県が行う公害防止施設整備のための融資制度についての相談も行っています。

3 公害監視機器の貸し出し

市民・事業所等に対して、騒音計及び振動計の無料貸し出しを行っています。

令和元年度 貸出件数（騒音計 24 件、振動計 2 件）

4 環境保全活動及び意識の啓発

安全で快適な環境づくりを進めるためには、市民の理解と協力が必要です。そのため、環境月間等あらゆる機会を通じて環境保全の啓発活動に努めるとともに、環境に配慮した行動を身につけてもらうための施策を展開しています。

(1) 学校版環境 ISO 認定事業

本市独自の学校版環境 ISO 認定制度に基づき、環境保全や資源の有効利用、環境負荷の低減など、環境にやさしい学校づくりに取り組む学校を認定しています。

ア 学校版環境 ISO 認定制度

学校において児童・生徒と先生が一緒になって環境にやさしい学校づくりについて考え行動するために、(国際規格 IS014001)の考え方である「PDCA サイクル」を取り入れた仕組みで、平成 17 年度に創設し、平成 18 年度から認定しています。

イ 認定基準

- ・環境にやさしい学校づくりに向けた環境方針、環境目標、環境行動計画を定めていること。
- ・環境にやさしい学校づくりに向けた取り組み体制が整っていること。
- ・環境行動計画に基づく行動を記録し、保管していること。
- ・環境目標及び環境行動計画の達成状況を把握し、その見直しを行っていること。

ウ 認定

平成 18 年度：25 校（市立小中学校）

平成 19 年度：29 校（市立小中学校）

平成 20 年度：38 校（市立小中学校）

平成 21 年度：25 校（市立小中学校）

平成 26 年度：1 校（国立小学校）

(2) 環境管理事業所認定事業

本市では、継続的に環境に配慮した事業活動に取り組む事業所を、「グリーンオフィスかごしま（環境管理事業所）」として認定する制度を設けています。

ア 環境管理事業所認定制度

環境管理に関する規格及びその認証・登録制度は、ISO14001、K E S、エコアクション 21 などがありますが、本制度は、鹿児島市が独自に構築した制度です。

イ 特徴

- ・市内に事業所があり、企業活動を行っていれば、業種や規模に関係なく認定を受けることができます。
- ・PDCA サイクルを基本とした「環境管理」で、簡単に継続的な取り組みを実践することができます。
- ・認定や登録に関する費用は一切かかりません。
- ・認定事業所は、市ホームページ等で企業名・所在地等を公表します。
- ・取り組みの優秀な事業所には表彰制度があります。
- ・公共工事等の入札参加資格者の格付けに 10 点加算されます（建設業の場合）。
- ・清掃業務の指名競争入札の格付けに 5 点加算されます（建築物清掃業者の場合）。
- ・LED 照明等の環境配慮設備の設置費用の補助を受けることができます。
（補助対象経費の 1/2、最大 20 万円）
- ・太陽光発電システムの設置に対してなど太陽光 de ゼロカーボン促進事業補助金の補助単価及び補助上限に優遇措置があります（再生可能エネルギー推進課）。
- ・中小企業向けの環境配慮促進基金の融資を受けることができます（産業支援課）。
- ・鹿児島市環境保全条例に基づく報告等が一部免除されます。

ウ 認定

令和元年度末現在、529 事業所を環境管理事業所として認定しています。

(3) 「環境の日」及び「環境月間」

1972 年（昭和 47 年）6 月 5 日から 2 週間スウェーデンのストックホルムで開催された国連人間環境会議で、人類とその子孫のため人間環境の保全と改善を世界共通の努力目標として、その実現の意思を表明するため「人間環境宣言」が採択されました。

国においては、環境庁の主唱により、昭和 48 年度から平成 2 年度までは、6 月 5 日を初日とする一週間を「環境週間」とし、平成 3 年度からは、従来の一週間を拡大して 6 月の 1 ヶ月を「環境月間」として設定しました。

また、平成 5 年 11 月に制定された「環境基本法」では、6 月 5 日を「環境の日」と定め、その趣旨を踏まえて各種の催し等を実施することとされており、本市においても環境月間を PR し環境問題に対する意識啓発を図るため、本庁及び各支所へ懸垂幕を掲示しています。

(4) 広報紙等(令和元年度掲載)

ア 広報紙「市民のひろば」

○平成 31 年 4 月号

「市政総合」

- ・ウェブサイト「かごしま生きものラボ」を開設

○令和元年 5 月号

「暮らしのガイド」

- ・浄化槽の維持管理
- ・オオキンケイギク（特定外来生物）の駆除にご協力ください
- ・5 月 22 日は国連生物多様性の日
- ・ウミガメを守りましょう

○令和元年 6 月号

「暮らしのガイド」

- ・6 月は環境月間～COOL CHOICEで「移動」を「エコ」に～
- ・「かごしま自然百選」ガイドブックをご覧ください
- ・生物多様性を守るために「MY 行動宣言」をしましょう
- ・グリーンオフィスかごしま（環境管理事業所）の認定制度
- ・合併処理浄化槽への取り換え費用を助成します

○令和元年 7 月号

「知っ得情報」

- ・水環境フォーラム「水のめぐみを感じよう」
- ・生物多様性おりがみワークショップ
- ・ウミガメについて学ぼう

○令和元年 8 月号

- ・クールシェアで楽しい夏に

「暮らしのガイド」

- ・浄化槽を撤去するときは清掃を
- ・山の日（8 月 11 日）は自然遊歩道を歩いてみませんか

- ・アイドリングストップに努めましょう
- ・生き物の情報を登録してください
- 令和元年9月号
 - 「ピックアップニュース」
 - ・鹿児島市制 130 周年記念「名水サミット in かがしま」
 - 「トピックス・生活情報」
 - ・編集サポーターがゆく かがしま自然百選 郡山の轟の滝
 - 「暮らしのガイド」
 - 川や海に優しい暮らしを
 - 「イベント・講座」
 - ・エコドライブ講習会
- 令和元年10月号
 - 「暮らしのガイド」
 - ・合併浄化槽への取り換え費用補助
 - 「イベント・講座」
 - ・自然観察会～自然の専門家とゆっくり自然散策～
- 令和元年11月号
 - 「イベント・講座」
 - ・生物多様性保全セミナー
- 令和元年12月号
 - 「暮らしのガイド」
 - ・12月は大気汚染防止推進月間
- 令和2年1月号
 - 「暮らしのガイド」
 - ・井戸の水質調査を行っています
 - ・県条例で指定外来動植物(14種)が指定されました
- 令和2年2月号
 - 「暮らしのガイド」
 - ・4月1日から浄化槽の検査方法・手数料が変わります
- 令和2年3月号
 - 「特集」
 - ・かがしま環境未来館リニューアルオープン
 - ・かごりんで出掛けよう

イ パンフレット等

- ・鹿児島市生物多様性地域戦略
～豊かな自然かがしま生きものプラン～（概要版）
- ・かがしま自然百選
- ・5月22日は国際生物多様性の日
- ・水辺環境マップ
- ・川の生きものたち
- ・川はともだち
- ・わたしたちのみずかんきょう
- ・楽しいビオトープ～西之谷ダム生きものたち～
- ・平成の名水百選 甲突池
- ・建設工事をされるみなさまへ
- ・建築物等の解体等における石綿対策
- ・飲食店等営業を営む皆様へ

- ・空調設備を設置されるみなさまへ
- ・環境にやさしい水の使い方
- ・石けんのつくりかた
- ・自然遊歩道イラストマップ
- ・環境管理事業所認定制度（レポート）
- ・鹿児島市学校版環境 ISO の取り組み
- ・浄化槽は正しい管理をしましょう
- ・合併処理浄化槽への転換のお願い
- ・鹿児島市コミュニティサイクル“かごりん”ご利用ガイド
- ・かごしまクールチョイス情報誌

ウ 市政広報番組

- ・鹿児島シティ FM「かごしまンドリーム」5月25日（土）
COOL CHOICEについて
- ・KKB「かごしま元気BOX」6月21日（金）
身近な生きものを探してみよう
- ・KKB「かごしま元気BOX」3月13日（金）
「かごりん」でまち巡り